

宮城県サービス管理責任者等研修事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技術を有し個々の利用者について初期状態の把握（アセスメント）や個別支援計画の作成、定期的な評価等（モニタリング）などの一連のサービス提供プロセス全般の責任を担うサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）を養成する宮城県サービス管理責任者等研修事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、サービス管理責任者研修事業実施要綱（平成18年8月30日付け障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は、県又は知事が要綱9の規定により指定した研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）とする。

2 前項の実施主体が県である場合において、知事は、本事業の一部又は全部を相当と認める講習機関等に委託して実施することができるものとする。

(研修内容)

第3 本事業の内容は、次のとおりとし、各研修の研修期間は原則として4か月以内とする。

(1) サービス管理責任者研修

① サービス管理責任者基礎研修

カリキュラムは別表1及び別表2のとおりとする。

なお、別表2のカリキュラムは、別表5と共通の内容とする。

② サービス管理責任者実践研修

カリキュラムは別表3のとおりとする。

なお、別表3のカリキュラムは、別表6と共通の内容とする。

③ サービス管理責任者更新研修

カリキュラムは別表4のとおりとする。

なお、別表4のカリキュラムは、別表7と共通の内容とする。

(2) 児童発達支援管理責任者研修

① 児童発達支援管理責任者基礎研修

カリキュラムは別表1及び別表5のとおりとする。

② 児童発達支援管理責任者実践研修

カリキュラムは別表6のとおりとする。

③ 児童発達支援管理責任者更新研修

カリキュラムは別表7のとおりとする。

(研修課程の免除等)

第4 知事は、各号の研修を受講した者については、本事業の研修カリキュラムのうち当該各号ごとに掲げる講義を免除することができる。

(1) 相談支援従事者（初任者又は補完）研修（これに相当する研修を含む。）

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の概要及び相談支援従事者の役割に関する講義

ロ ケアマネジメントの手法に関する講義

ハ 地域支援に関する講義

(2) 平成17年度以前に実施された障害者ケアマネジメント従事者研修（これに相当

- する研修を含む。但し、相談支援従事者（補完）研修を受講していない者とする。）
- イ ケアマネジメントの手法に関する講義
- ロ 地域支援に関する講義

（修了証書の交付）

- 第5 知事は、本事業の研修カリキュラムを修了した者（以下「研修修了者」という。）に対して、別記様式1又は2の様式により、修了証書を交付するものとする。
- 2 指定研修事業者は、研修修了者に対して別記様式3又は4の様式により、修了証書を交付するものとする。
- 3 サービス管理責任者実践研修，サービス管理責任者更新研修，児童発達支援管理責任者実践研修又は児童発達支援管理責任者更新研修については，平成18年厚生労働省告示第544号又は平成24年厚生労働省告示第230号の規定により，次に更新研修を終了すべき期日を記載するものとする。

（修了者名簿の管理）

- 第6 指定研修事業者は、研修修了者について、修了証書番号，修了年月日，氏名，連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し，個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに，作成後遅滞なくこれを知事に提出するものとする。
- 2 知事は，研修修了者について，修了証書番号，修了年月日，氏名，連絡先等必要事項を記載した名簿を作成するとともに，前項の規定により指定研修事業者から提出させた名簿と併せて，個人情報として十分な注意を払った上で県の責任において一元的に管理するものとする。

（研修事業者の指定）

- 第7 要綱9の指定研修事業者の指定は，その指定を受けようとする者の申請により，知事が行うものとし，指定の要件及び申請手続等に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は，平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は，平成26年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は，平成31年4月1日から施行する。

別表 1

「サービス管理責任者研修」及び「児童発達支援管理責任者研修」共通カリキュラム

科目	内容	時間数
1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の概要及び相談支援事業従業者の役割に関する講義（相談支援従事者初任者研修講義部分 6. 5時間）		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の趣旨、目的やサービス内容の基本的な理解を深める。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律におけるケアマネジメントの制度化と市町村における相談支援事業の役割を理解する。	180分
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等における計画作成とサービス提供のプロセス	サービス提供に当たっての一連のプロセスを理解する。	120分
相談支援の基本姿勢	相談支援において重視すべき理念等について理解する。	90分
2 ケアマネジメントの手法に関する講義（相談支援従業者研修講義部分 2時間）		
障害者ケアマネジメント概論	ケアマネジメントのプロセスと技術について理解する	120分
3 地域支援に関する講義（相談支援従業者研修講義部分 3時間）		
障害児者の地域生活支援について	障害児者の地域生活における社会資源の役割や支援内容を理解する	90分
相談支援における権利擁護と虐待防止	ケアマネジメントプロセス全般における権利擁護の視点と虐待防止などにおいて果たすべき役割を理解する。	90分
計		11. 5時間

別表 2

「サービス管理責任者基礎研修」カリキュラム

科目	内容	時間数
1 サービス管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義（7.5時間）		
サービス提供の基本的な考え方	サービス提供の基本的な考え方として、利用者主体の視点、自立支援の視点、エンパワメントの視点、ICFの視点、現実的な支援計画に基づくサービス提供、連携の必要性等について理解する。	60分
サービス提供のプロセス	PDCA サイクルによるサービス内容を確認することの重要性とその方法、個別支援計画の意義を理解する。	90分
サービス等利用計画と個別支援計画の関係	サービス等利用計画における総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点がサービス等利用計画の総合的な援助方針であることを認識する。また、サービス等利用計画が生活全体の範囲に及び、個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内サービスに重点を置いた計画であることを理解する。	90分
サービス提供における利用者主体のアセスメント	サービス提供における利用者を主体としたアセスメントの考え方やその手法について理解する。また、障害種別や各ライフステージ、各サービスにおいて留意すべき視点について理解する。	150分
個別支援計画作成のポイントと作成手順	個別支援計画の作成におけるポイントと手順についての事例等を活用し、作成の視点がリスクマネジメントのみに陥らないように、エンパワメントの視点やストレングスの活用について理解するとともに、作成の手順を習得する。	60分
2 サービス提供プロセスの管理に関する演習（7.5時間）		
個別支援計画の作成（演習）	モデル事例を活用したグループワークにより、サービス等利用計画に示される総合的な援助方針、長期目標及び短期目標を踏まえて、個別支援計画の支援内容、担当者、連携の頻度等について検討する。それに基づき、支援目標、支援内容を設定し、個別支援計画を作成する。	270分
個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法（演習）	モデル事例を活用したグループワークにより、事業者が提供している支援のモニタリングについて、サービス等利用計画との連動性を念頭に置きながら、視点・目的・手法等を理解する。	180分
計		15時間

別表 3

「サービス管理責任者実践研修」カリキュラム

科目	内容	時間数
1 障害福祉の動向に関する講義（1時間）		
障害者福祉施策の最新の動向（講義）	・障害者福祉施策の最新の動向について理解することにより、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	60分
2 サービス提供に関する講義及び演習（6.5時間）		
モニタリングの方法（講義・演習）	・事業所のモニタリングについて、サービス等利用計画との連動性を念頭に置きながら、モニタリングの視点・目的・手法等について講義により理解する。事例を通じて、モニタリングの演習を行い、その手法を獲得する。	120分
個別支援会議の運営方法（講義・演習）	・個別支援会議の意義、進行方法、会議において行うべき事項（個別支援計画作成時、モニタリング時）等について講義により理解する。 ・個別支援会議における合意形成過程について、模擬個別支援会議の実施体験演習を通じて、サービス管理責任者としての説明能力を獲得する。 ・模擬個別支援会議の体験をもとに、個別支援会議におけるサービス管理責任者の役割についてグループワーク等により討議し、まとめる。	270分
3 人材育成の手法に関する講義及び演習（3.5時間）		
サービス提供職員への助言・指導について（講義・演習）	・サービス提供職員への支援内容、権利擁護・法令遵守等に関する確認や助言・指導を適切に実施するための方法等について講義により理解する。 ・講義を踏まえて、受講者が事業所において実施している助言・指導業務について、グループワーク等により振り返るとともに、今後の取り組み方について討議する。	90分
実地教育としての事例検討会の進め方（講義・演習）	・事例検討会の目的、方法、効果等について講義により理解する。また、事例検討会の実施がチームアプローチの強化や人材育成にも効果を有することを理解する。 ・受講者が持ち寄った実践事例をもとに、事例検討会を行うことで、事例検討会の進め方を習得する。	120分
4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習（3.5時間）		
サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者の役割（多職種連携や地域連携の実践的事例からサービス担当者会議のポイント整理）（講義）	・多職種連携や地域連携の実践事例を活用し、サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者の役割（相談支援専門員との連携や関係機関との連携方法）について理解する。	50分
（自立支援）協議会を活用した地域課題の解決に向けた取組（講義）	・（自立支援）協議会の意義、目的、活動内容等について理解する。 ・サービス管理責任者の業務を通して見出される地域課題を解決するための（自立支援）協議会の活用について実践報告等により学ぶ。	50分
サービス担当者会議と（自立支援）協議会の活用についてのまとめ（演習）	・サービス担当者会議や（自立支援）協議会に関する講義を踏まえ、多職種連携や地域連携の重要性、意義、ポイントについてグループワーク等による討議を通じて、連携のあり方についてまとめを行う。	110分
計		14.5時間

別表 4

「サービス管理責任者更新研修」カリキュラム

科目	内容	時間数
1 障害福祉の動向に関する講義（1時間）		
障害者福祉施策の最新の動向（講義）	・障害者福祉施策の最新の動向について理解することで、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	60分
2 サービス提供の自己検証に関する演習（5時間）		
事業所としての自己検証（演習）	・グループワークを通じて、各自の事業所の取組状況や地域との連携の実践状況を共有することにより、コンプライアンスを理解し、今後の事業所としての取組を明確にする。グループワークの成果を発表し、各自まとめる。	90分
サービス管理責任者としての自己検証（演習）	・サービス管理責任者として自らを振り返り、自己覚知を促し、支援のあり方や地域との関わり方、今後の自らの取り組むべき研修課題を明確にする。グループワークにおける討議を通じて、各自まとめる。	120分
関係機関との連携（演習）	・関係機関と連携した事例に基づき、支援方針の基本的な方向性や支援内容を左右する事項に重点を置いてグループワークを展開することにより、関係機関との連携を理解するとともに、（自立支援）協議会の役割を再認識する。	90分
3 サービスの質の向上と人材育成のためスーパービジョンに関する講義及び演習（7時間）		
サービス管理責任者としてのスーパービジョン（講義）	・サービス管理責任者として、事例検討のスーパービジョン及びサービス提供職員等へのスーパービジョンに関する基本的な理解を深める。	180分
事例検討のスーパービジョン（演習）	・事例を通じて、支援のあり方、支援方針、支援の内容を検討し、優良な点や改善が必要な点について、グループワークによって明確化することによってスキルアップを図る。また事例について、スーパーバイズを体験する。	60分
サービス提供職員等へのスーパービジョン（演習）	・事例を通じてサービス管理責任者等としてサービス提供職員等へ実施するスーパービジョンの構造や機能を理解し、具体的な技術を獲得する。	120分
研修のまとめ（演習）	・研修で得られた知識・技術を活用して、サービス管理責任者としてのスキルアップを図る方策について、グループワークにおける討議を通じてまとめを行う。	60分
計		13時間

※ 平成35年度までの間は、サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習を省略することができる。

別表 5

「児童発達支援管理責任者基礎研修」カリキュラム

科目	内容	時間数
1 児童発達支援管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義（7. 5時間）		
支援提供の基本的な考え方	支援提供の基本的な考え方として、利用者主体の視点、自立支援の視点、エンパワメントの視点、ICFの視点、現実的な支援計画に基づく支援提供、連携の必要性等について理解する。	60分
支援提供のプロセス	PDCAサイクルによる支援内容を確認することの重要性とその方法、個別支援計画の意義を理解する。	90分
障害児支援利用計画と個別支援計画の関係	障害児支援利用計画における総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点が障害児支援利用計画の総合的な援助方針であることを認識する。また、障害児支援利用計画が生活全体の範囲に及び、個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内支援に重点を置いた計画であることを理解する。	90分
支援提供における利用者主体のアセスメント	支援提供における利用者を主体としたアセスメントの考え方やその手法について理解する。また、障害種別や各ライフステージ、児童発達支援等において留意すべき視点について理解する。	150分
個別支援計画作成のポイントと作成手順	個別支援計画の作成におけるポイントと手順についての事例等を活用し、作成の視点がリスクマネジメントのみに陥らないように、エンパワメントの視点やストレングスの活用について理解するとともに、作成の手順を習得する。	60分
2 サービス提供プロセスの管理に関する演習（7. 5時間）		
個別支援計画の作成（演習）	モデル事例を活用したグループワークにより、障害児支援利用計画に示される総合的な援助方針、長期目標及び短期目標を踏まえて、個別支援計画の支援内容、担当者、連携の頻度等について検討する。それに基づき、支援目標、支援内容を設定し、個別支援計画を作成する。	270分
個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法（演習）	モデル事例を活用したグループワークにより、事業者が提供している支援のモニタリングについて、障害児支援利用計画との連動性を念頭に置きながら、視点・目的・手法等を理解する。	180分
計		15時間

別表 6

「児童発達支援管理責任者実践研修」カリキュラム

科目	内容	時間数
1 障害福祉の動向に関する講義（1時間）		
障害者福祉施策の最新の動向（講義）	・児童福祉施策の最新の動向について理解することにより、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	60分
2 サービス提供に関する講義及び演習（6.5時間）		
モニタリングの方法（講義・演習）	・事業所のモニタリングについて、障害児支援利用計画との連動性を念頭に置きながら、モニタリングの視点・目的・手法等について講義により理解する。事例を通じて、モニタリングの演習を行い、その手法を獲得する。	120分
個別支援会議の運営方法（講義・演習）	・個別支援会議の意義、進行方法、会議において行うべき事項（個別支援計画作成時、モニタリング時）等について講義により理解する。 ・個別支援会議における合意形成過程について、模擬個別支援会議の実施体験演習を通じて、児童発達支援管理責任者としての説明能力を獲得する。 ・模擬個別支援会議の体験をもとに、個別支援会議における児童発達支援管理責任者の役割についてグループワーク等により討議し、まとめる。	270分
3 人材育成の手法に関する講義及び演習（3.5時間）		
支援提供職員への助言・指導について（講義・演習）	・支援提供職員への支援内容、権利擁護・法令遵守等に関する確認や助言・指導を適切に実施するための方法等について講義により理解する。 ・講義を踏まえて、受講者が事業所において実施している助言・指導業務について、グループワーク等により振り返るとともに、今後の取り組み方について討議する。	90分
実地教育としての事例検討会の進め方（講義・演習）	・事例検討会の目的、方法、効果等について講義により理解する。また、事例検討会の実施がチームアプローチの強化や人材育成にも効果を有することを理解する。 ・受講者が持ち寄った実践事例をもとに事例検討会を行うことで、事例検討会の進め方を習得する。	120分
4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習（3.5時間）		
サービス担当者会議等における児童発達支援管理責任者の役割（多職種連携や地域連携の実践的事例からサービス担当者会議のポイント整理）（講義）	・多職種連携や地域連携の実践事例を活用し、サービス担当者会議等における児童発達支援管理責任者の役割（相談支援専門員との連携や関係機関との連携方法）について理解する。	50分
（自立支援）協議会を活用した地域課題の解決に向けた取組（講義）	・（自立支援）協議会の意義、目的、活動内容等について理解する。 ・児童発達支援管理責任者の業務を通して見出される地域課題を解決するための（自立支援）協議会の活用について実践報告等により学ぶ。	50分
サービス担当者会議と（自立支援）協議会の活用についてのまとめ（演習）	・サービス担当者会議や（自立支援）協議会に関する講義を踏まえ、多職種連携や地域連携の重要性、意義、ポイントについてグループワーク等による討議を通じて、連携のあり方についてまとめを行う。	110分
計		14.5時間

別表 7

「児童発達支援管理責任者更新研修」カリキュラム

科目	内容	時間数
1 障害福祉の動向に関する講義（1時間）		
児童福祉施策の最新の動向（講義）	・児童福祉施策の最新の動向について理解することで、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	60分
2 サービス提供の自己検証に関する演習（5時間）		
事業所としての自己検証（演習）	・グループワークを通じて、各自の事業所の取組状況や地域との連携の実践状況を共有することにより、コンプライアンスを理解し、今後の事業所としての取組を明確にする。グループワークの成果を発表し、各自まとめる。	90分
児童発達支援管理責任者としての自己検証（演習）	・児童発達支援管理責任者として自らを振り返り、自己覚知を促し、支援のあり方や地域との関わり方、今後の自らの取り組むべき研修課題を明確にする。グループワークにおける討議を通じて、各自まとめる。	120分
関係機関との連携（演習）	・関係機関と連携した事例に基づき、支援方針の基本的な方向性や支援内容を左右する事項に重点を置いてグループワークを展開することにより、関係機関との連携を理解するとともに、（自立支援）協議会の役割を再認識する。	90分
3 サービスの質の向上と人材育成のためスーパービジョンに関する講義及び演習（7時間）		
児童発達支援管理責任者としてのスーパービジョン（講義）	・児童発達支援管理責任者として、事例検討のスーパービジョン及び支援提供職員等へのスーパービジョンに関する基本的な理解を深める。	180分
事例検討のスーパービジョン（演習）	・事例を通じて、支援のあり方、支援方針、支援の内容を検討し、優良な点や改善が必要な点について、グループワークによって明確化することによってスキルアップを図る。また事例について、スーパーバイズを体験する。	60分
支援提供職員等へのスーパービジョン（演習）	・事例を通じて児童発達支援管理責任者等として支援提供職員等へ実施するスーパービジョンの構造や機能を理解し、具体的な技術を獲得する。	120分
研修のまとめ（演習）	・研修で得られた知識・技術を活用して、児童発達支援管理責任者としてのスキルアップを図る方策について、グループワークにおける討議を通じてまとめを行う。	60分
計		13時間

※平成35年度までの間は、サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習を省略することができる。

(別記様式1)

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日 年 月 日

あなたは 年度宮城県サービス管理責任者〇〇研修
を修了したことを証します

年 月 日

宮城県知事

(別記様式2)

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日 年 月 日

あなたは 年度宮城県児童発達支援管理責任者〇〇
研修を修了したことを証します

年 月 日

宮城県知事

(別記様式3)

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日 年 月 日

あなたは宮城県サービス管理責任者等研修事業実施要綱に基づき当該研修事業者が宮城県知事の指定を受けて行う宮城県サービス管理責任者〇〇研修を修了したことを証します

年 月 日

(指定された事業者名)

代表 ○ ○ ○ ○

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日 年 月 日

あなたは宮城県サービス管理責任者等研修事業実施要綱に基づき当該研修事業者が宮城県知事の指定を受けて行う宮城県児童発達支援管理責任者〇〇研修を修了したことを証します

年 月 日

(指定された事業者名)

代表 〇 〇 〇 〇